

強い農業づくり交付金等事業取扱要領

第1 通則

強い農業づくり交付金等の交付に関しては、強い農業づくり交付金等交付要綱（平成17年6月14日付け農振第141号農業水産部長通知）、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）及びこの取扱要領の定めるところによる。

第2 目的及び事業の実施等

本事業の目的及び具体的なメニュー等は、強い農業づくり交付金実施要綱第2及び第3のとおりとする。

第3 事業の実施等の手続き

事業の実施等の手続きについては、強い農業づくり交付金実施要綱第4によるものとし、本取扱要領別表に掲げる事業については強い農業づくり交付金実施要綱第4に準じるものとするほか、次のとおりとする。

1 事業実施計画の承認

事業実施主体等は、別に定める様式により事業実施計画を知事に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、次の場合については、事業実施計画の申請と併せて、その妥当性について協議するものとする。

ア 強い農業づくり交付金実施要領 の第2の2の(7)の事業実施主体に関する事項の場合

なお、この場合、強い農業づくり交付金実施要綱の別紙様式4号の「特認団体協議書」を添付するものとする。

イ 強い農業づくり交付金実施要領 の第2の1の(14)のリース事業を実施する場合

ウ 強い農業づくり交付金実施要領 の第2の4の(2)の受益農家及び事業参加者が5戸未満である場合

なお、この場合、強い農業づくり交付金実施要綱の別紙様式4号の「特認団体協議書」を添付するものとする。

エ 強い農業づくり交付金実施要領 の第2の4の(3)の上限事業費等を超える場合

オ 強い農業づくり交付金実施要領 の第2の4の(5)の共同利用施設を設置する場合であって、総事業費5千万円未満である場合

2 提出時期

1の事業実施計画については、別に定める日までに提出するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体等は、事業実施計画について、次に定める重要な変更を行う場合は、事業実施計画の変更承認申請が必要となるものとする。

なお、(1)から(6)以外の変更承認申請を必要としない変更であっても、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 県交付要綱別表1の区分欄の2の整備事業の事業実施主体欄の2の(16)の知事が地方農政局長と協議して認める団体が実施する事業の内容の変更
- (3) 事業の中止又は廃止
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 施設等の設置場所の変更
- (6) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

4 市町長の指導等

市町長は、事業実施主体等から1及び3の提出があった場合は、内容を確認し、当該事業実施主体等に対して必要な指導及び調整を行った上で知事に提出するものとする。

なお、市町長は3以外の変更承認申請を必要としない変更についても、これらを掌握し、適切に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第4 事業の実施期間

事業の実施期間については、強い農業づくり交付金実施要綱第5によるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

事業実施状況の報告等の手続きについては、強い農業づくり交付金実施要綱第7によるものとするほか、次のとおりとする。

1 事業実施状況報告の提出

事業実施主体等は、別に定める様式により事業実施状況を知事に提出するものとする。

2 提出期間及び時期

1の事業実施状況については、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年5月末日までに提出するものとする。

3 市町長の指導等

市町長は、事業実施主体等から1の提出があった場合は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標等の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第6 事業の評価

事業の評価については、強い農業づくり交付金実施要綱第8によるものとするほか、次のとおりとする。

1 事業評価の提出

事業実施主体等は、別に定める様式により事業評価を知事に提出するものとする。

なお、市町長は事業実施主体等から事業評価の提出があった場合は、点検評価の上、

市町長の所見等を添付して提出するものとする。

2 提出時期

1の事業評価については、目標年度の翌年度に第5と併せて提出するものとする。

3 市町長の指導等

市町長は、事業実施主体等から1の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

第7 産地構造改革計画の提出について

事業を実施するに当たっては、事業実施主体又は事業実施主体を含む産地の組織が別記1の産地構造改革計画を農林事務所長に提出し、受理されていることとする。

第8 推進指導等

1 市町長による指導推進等

- (1) 市町長は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- (2) 市町長は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (3) 市町長は、(2)に該当する事業実施主体が新たに事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。
- (4) 市町は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう十分に指導監督するものとする。

2 適正な執行の確保

県は、強い農業づくり交付金実施要綱第9の2の(2)に基づき第三者の意見を聴く体制（以下「評価委員会」という。）を整えるものとし、第5及び第6に限らず、必要に応じて事業実施状況及び事業の評価等について提出を求めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

- 3 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

(経過措置)

- 3 平成22年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実

施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

(経過措置)

- 3 平成23年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

(経過措置)

- 3 平成24年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

(経過措置)

- 3 平成25年度分の補助金については、第7中「農林事務所長に提出し、受理されていることとする。」とあるのは、「農林事務所長に提出し、受理されていること又は事業実施期間中に農林事務所長に提出し、受理されることが確実と見込まれることとする。」と読み替えるものとする。